

男女共同参画情報紙

2024. 1. 15

24号



みらい

ひとひと
女と男 ともに輝く社会をめざして

「誰もが幸せを感じる 住み続けたいまち 羽生」をめざして！

特集

「羽生市男女共同参画推進条例」

令和5年4月1日から施行

「今 男女共同参画に求められているもの」と題して、
令和5年6月24日(土) 男女共同参画講演会を開催しました！



「男女共同参画週間
パネル展」



毎年6月23日～29日までの1週間は「男女共同参画週間」です。

男女共同参画社会の形成の推進を図る各種行事等を全国的に実施することにより、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることをめざしています。



条例を理解しよう!!



どうして必要なの？

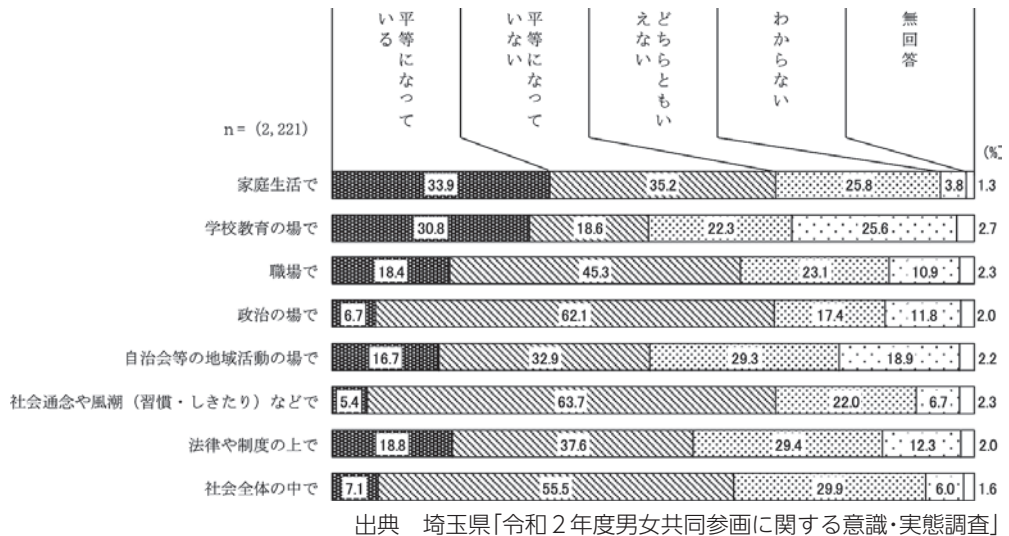
人は生まれながらにして性別にかかわらず全ての権利について平等であります。

羽生市は男女共同参画社会の実現を目指し平成11年に「はにゅう男女共同参画プラン」を定め、各種施策を総括的かつ計画的に推進してきました。しかし、今なお性別による固定的な役割分担意識やそれに起因する社会制度、慣習などが根強く残っていることから男女共同参画に関する取り組みを積極的に推進するため、条例を制定しました。

埼玉県民の意識は？

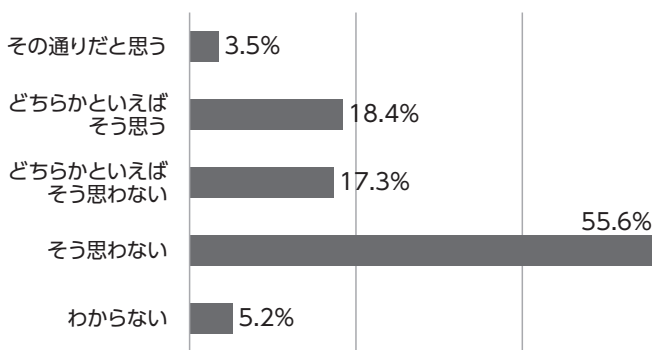
男女の地位の平等感

「学校教育の場」を除く7つの場面において平等になっていないと思っている割合が高くなっています。特に「社会通念や風潮(習慣・しきたり)など」、「政治の場」において平等になっていないと感じている割合が高くなっています。

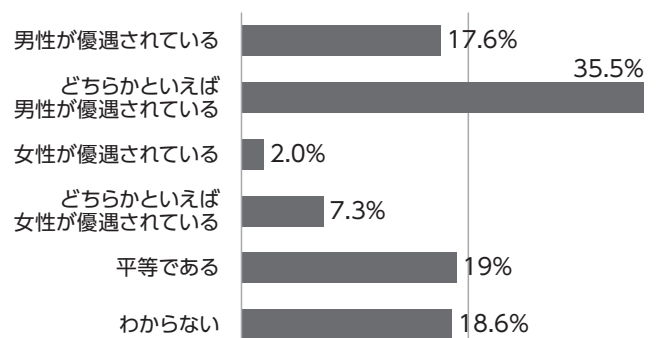


羽生市の意識は？ 【市民のうち満18才以上の1,500名が対象】

「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。



まわりの各場面 (慣習・しきたり・社会通念など)において、 男女の地位は平等になっていると思いますか。



第6次 羽生市総合振興計画前期基本計画の目標指標等に関する市民アンケート(令和5年)

「男は仕事、女は家庭」という考え方について「その通りだと思う、どちらかといえばそう思う」の割合が21.9%でした。また、まわりの各場面(慣習・しきたり・社会通念など)において「男性が優遇されている、どちらかといえば男性が優遇されている」と感じている人の割合が53.1%と高いことから多くの市民がさまざまな分野において男女間の不平等を感じています。



羽生市は、男女が性別に関わりなく 個性と能力を十分に発揮できる社会をめざしています。

男女共同参画の基本となる考え方(基本理念3条)

1)男女の人権の尊重

- 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女の個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

2)性別による固定的役割分担是正についての配慮

- 性別による固定的な役割分担意識に起因する社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。

3)市の政策や方針の立案・決定への共同参画

- 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案又は決定に共同して参画する機会が確保されること。

4)家庭生活と社会生活における活動の両立

- 家族を構成する者が相互の協力と社会の支援の下に、家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び就学、就労その他の家庭生活以外の社会生活における活動への参画の機会が確保されること。

5)生涯にわたる健康と権利

- 男女が互いに理解を深め、妊娠、出産等に関して対等な関係の下に、生涯にわたり性及び生殖に関する健康及び権利が尊重されること。

6)国際的動向への配慮

- 男女共同参画の推進が国際社会における取り組みと密接な関係を有していることを理解し、国際的な協調の下行われること。

7)ドメスティック・バイオレンス、ハラスメントの根絶

- 配偶者からの暴力、ハラスメントその他の性別に起因する人権侵害が根絶されること。

【みんなで取り組むために!!】

市・市民・事業者・教育関係者の責務 (第4条～第7条)

市民(5条)

基本理念に基づき社会のあらゆる分野で男女共同参画の推進に努めましょう。

市(4条)

基本理念に基づき、男女共同参画の推進をするために市民、関係者等と連携して取り組みます。

協働

事業者(6条)

基本理念に基づき、その事業活動に関し男女共同参画の推進に努めましょう。

教育関係者(7条)

男女共同参画の推進における教育の重要性を考慮し、基本理念に配慮した教育を行うよう努めましょう。

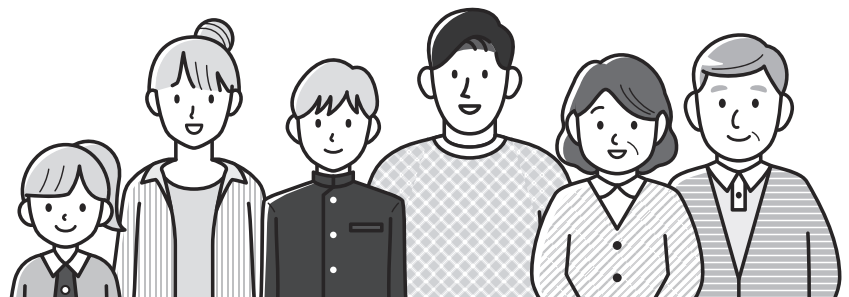
【みんなで守ろう!!】

性別による権利侵害の禁止 (第8条)

家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、配偶者等からの暴力、ハラスメントその他性別に起因する人権侵害を行ってははいけません。

公衆に表示する情報に関する留意 (第9条)

性別による固定的な役割分担、ハラスメント等を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めましょう。



市が進めていく取り組み

～基本的施策等～(第10条～第14条 要約)

〈第10条 基本計画〉

総合的・計画的に施策推進するための計画を策定し公表します。

〈第11条 市の施策〉

男女共同参画に関する理解と関心を深めるために広報活動、啓発活動及び学習機会や情報の提供を行います。

施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行います。

〈第12条 積極的格差是正措置〉

社会のあらゆる分野における活動について、男女間に参画する機会の格差が生じないように努めます。

〈第13条 推進体制の整備〉

男女共同参画を総合的計画的に推進するための組織の構築及び充実に努めます。

〈第14条 相談及び苦情の処理〉

男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に対し、市民から相談の申し出を受けたときは適切に対応します。また、男女共同参画の推進に関する施策又は推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民から苦情の申し出を受けたときは、関係機関と連携し適切に対応します。

ひとりで悩まず相談してください

～女性のための相談室～



女性の相談員が、あなたの気持ちを尊重し、解決に向けて一緒に考えます。

まずは電話でご予約を…

相談日:毎週水曜日(第1週目～第4週目)

時間:13:00～16:00(予約制/1回50分)

電話予約:048-561-1681

結婚・離婚・恋愛・夫婦のこと・孤独・暴力・虐待・DV・
職場の人間関係・セクハラ・将来の不安・妊娠・出産・
母娘のこと・子育て・心身の不調など…



相談無料
秘密厳守

編集後記

男女共同参画プランから推進条例制定まで24年。長い時間をかけて取り組み続けてきたことがわかります。この特集を通して、私自身も男女共同参画社会の実現に向けて、理解と関心を深めて行きたいと思いました。



発行 羽生市総務部人権推進課
企画・編集 羽生市男女共同参画情報紙編集委員
表紙題字 羽生市長 河田 晃明

羽生市男女共同参画推進センター パープル(PURPLE羽生)
住所:羽生市中央3-7-5 電話:048-561-1681

